

伊勢原市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るため、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において読み替えて準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金（以下これらを「訓練給付金」という。）を支給することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 訓練給付金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者であって、現に20歳に満たない児童（以下「児童」という。）を扶養しているものをいう。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成26年9月30日付け雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (3) 就業経験、技能及び資格の取得状況、労働市場の状況等から判断し、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること。
- (4) 原則として過去に訓練給付金を受給していないこと。

(対象講座)

第3条 この事業の対象講座は、次に掲げる講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（以下これらを「一般教育訓練」という。）
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。以下これらを「特定一般教育訓練」という。）
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。以下これらを「指定教育訓練」という。）

(支給額等)

第4条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 当該対象者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練

の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない対象者（指定教育訓練を受講する者。ただし、次号に掲げる者を除く。）当該受給資格者が指定教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは、160万円）とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者であって、当該指定教育訓練に係る資格を取得し、就職したもの（当該指定教育訓練終了時点で就職等した者を含む。）に限る。）当該受給資格者が指定教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円）とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
- (4) 受講開始日現在において前各号に該当しない対象者 前各号に定める額から当該対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額（その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

2 前項の規定により算定した支給額に端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てる。
（事前相談の実施）

第5条 訓練給付金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、法第8条に規定する母子・父子自立支援員に事前に相談するものとする。

（対象講座の指定申請）

第6条 申請者は、自らが受講しようとする講座について、伊勢原市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（第1号様式。以下「講座指定申請書」という。）を市長に提出し、受講開始日（通学制の場合は対象教育訓練の所定開講日、通信制教育訓練（通信制に準じるものを含む。）の場合は受講申込み後最初の教育訓練施設による教材の発送の日）前に教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

2 前項の規定により申請するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者及びその児童の戸籍の謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類

（受給要件の審査）

第7条 市長は、前条第1項に規定する講座指定申請書の提出があったときは、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座指定の可否を決定する。なお、訓練給付金の支給方法

について第9条の規定を適用する場合は、その旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、伊勢原市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書（第2号様式。以下「講座指定通知書」という。）により、速やかにその旨を申請者に通知する。
- 3 過去に教育訓練給付金を受給した者、伊勢原市高等職業訓練促進給付金等支給事業における高等職業訓練促進給付金及び特定高等職業訓練促進給付金を受給した者その他類似制度による支援を受けている者については、受給状況を十分聴取し、本事業の利用が資格取得及び適職への就職に真に結び付くと認められる場合に限り、支給対象とすることができる。
- 4 申請者が希望する講座の受講開始日現在において、教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上で、改めて確認が必要な場合等は、申請者の住所を管轄する公共職業安定所が発行する教育訓練給付金支給要件回答書によって確認するものとする。
- 5 対象講座の指定については、申請者の意向も踏まえ、対象講座が適職に就くために適当か否かを審査するとともに、必要に応じ、講座の変更の助言その他の的確な支援を行うものとする。
- 6 市長は、就業経験が乏しい者等特に支援が必要と認められる者については、事前の相談の段階から、母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を策定することに加え、定期的な面談等により、受講状況並びに生活状況を確認し、必要に応じて適切なサービスを提供すること及び関係機関等との連絡調整を図ることにより、申請者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むものとする。

（訓練給付金の支給等）

第8条 申請者は、対象講座の受講修了日から起算して30日以内に市長に伊勢原市自立支援教育訓練給付金支給申請書（第3号様式。以下「支給申請書」という。）を提出しなければならない。この場合において、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者にあつては、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

- 2 申請者は、支給申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 第6条第2項第1号に掲げる書類
 - (2) 第6条第2項第2号に掲げる書類
 - (3) 講座指定通知書
 - (4) 教育訓練施設の長がその施設の修了認定基準に基づき、申請者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書若しくは受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（次条の規定により支給する場合に限る。）
 - (5) 教育訓練施設の長が、申請者が支払った教育訓練経費について発行した領収書
 - (6) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類（公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」）
- 3 市長は、第1項に規定する支給申請書の提出があつたときは、速やかに支給の可否を決定し、伊勢原市自立支援教育訓練給付金支給（不支給）決定通知書（第4号様式。以

下「決定通知書」という。)により、申請者に通知しなければならない。この場合において、支給を決定したときは、併せて支給額を算定し、通知するものとする。

(支給方法の特例)

第9条 市長は、第4条第1項第2号に規定する対象者の訓練給付金の支給について、支給単位期間(雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)ごとの支給を決定することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき支給を決定する場合は、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書(雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。)の発行が可能であることを確認し、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定するものとする。

(訓練給付金の追加支給等)

第10条 第3条第3号に規定する指定教育訓練に係る訓練給付金の追加支給を受けようとする対象者(以下「追加支給申請者」という。)は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から起算して30日以内に市長に伊勢原市自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)(第5号様式。以下「支給申請書(追加支給用)」という。)を提出しなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

2 追加支給申請者は、支給申請書(追加支給用)に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第6条第2項第1号に掲げる書類

(2) 第6条第2項第2号に掲げる書類

(3) 教育訓練施設の長が当該施設の修了認定基準に基づき、当該追加支給申請者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

(4) 第8条第2項第5号に掲げる書類

(5) 第8条第2項第6号に掲げる書類

(6) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類

3 市長は、第1項に規定する支給申請書(追加支給用)の提出があったときは、受給要件の審査を行い、速やかに支給の可否を決定する。

4 市長は前項の規定による決定を行ったときは、決定通知書により、速やかにその旨を追加支給申請者に通知する。

(教育訓練経費の算定)

第11条 教育訓練経費の対象経費は、次に掲げるものとする。

(1) 対象講座の受講の開始に際し、その教育訓練施設に納付した入学金又は登録料

(2) 受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。)

(3) 前号に掲げる経費の消費税

2 教育訓練に係る入学料及び受講料の支払方法にかかわらず、申請者が支払った費用と

して教育訓練施設の長が証明する額を教育訓練経費とする。

3 次に掲げる経費は、教育訓練経費の対象としない。

- (1) 対象講座以外の検定試験の受講料
- (2) 受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 教育訓練の補講費
- (4) 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用
- (5) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- (6) 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等の費用
- (7) 教育訓練に係る入学料及び受講料について、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合におけるクレジット会社に対する分割払手数料及び金利
- (8) 申請者が支給の申請をした時点で教育訓練施設に対して未納となっている入学料又は受講料

(公簿等による確認)

第12条 第6条第2項、第8条第2項及び第10条第2項に規定する添付書類により確認する事項を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）によって確認することができるときは、申請者の同意に基づいて確認し、書類の添付を省略することができる。

附 則

この告示は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月25日告示第169号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月29日告示第123号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月28日告示第126号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年12月28日告示第152号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日告示第70号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月29日告示第89号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市母子家庭等自立支援教育訓練給付

金事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、平成29年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月2日告示第138号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の伊勢原市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和2年9月1日から適用する。ただし、令和2年9月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の伊勢原市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）に定める様式により使用されている書類は、新要綱に規定する改正後の様式によるものとみなす。

4 この告示の施行の際現に存する旧要綱に定める様式により使用されている書類は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

附 則（令和3年10月5日告示第244号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第58号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行の日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月30日告示第132号）

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年7月25日告示第125号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第83号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

伊勢原市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者氏名 _____

[署名してください]

次の教育訓練講座を受講したいので、自立支援教育訓練給付の受講対象講座の指定を申請します。

氏名	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
個人番号			
住所	(〒 -)	電話 ()	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日から		年 月 日まで
	(受講開始日)		
所要費用(予定)	入学料 円	受講料 円	合計額 円
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が (ある ・ ない)		
過去の給付の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが (ある ・ ない)		
(備考)			

(注)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練講座の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる訓練や提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じ。)です。
- 2 給付金の支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。ただし、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円(1万2千円を超えないときは支給しない。)、専門実践教育訓練を受講する場合、限度額は修学年数に40万円を乗じた額(160万円を超えるときは160万円、1万2千円を超えないときは支給しない。)です。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認した内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市長にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設により受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

伊勢原市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

年 月 日

伊勢原市長

印

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市自立支援教育訓練給付金受講対象講座の指定について、次のとおり決定したので通知します。

フリガナ 氏 名			生 年 月 日	
			年 月 日	生 歳
			(歳)	
住 所	〒	—	電話 ()	—
受講対象 講座の指定	受講対象講座を 指定します。 ・ 指定しません。			
教育訓練 施設の名称				
教育訓練 講座の名称				
教育訓練 の 期 間	年 月 日 (受 講 開 始 日)		年 月 日	
所要費用 (予定)	入学料	円	受講料	円
			合計額	円
支払方法				
備考				

(注)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じ。）です。
- 給付金の支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。ただし、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円（1万2千円を超えないときは支給しない。）、専門実践教育訓練を受講する場合、限度額は修学年数に40万円を乗じた額（160万円を超えるときは160万円、1万2千円を超えないときは支給しない。）です。
- 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、当該講座の受講を取りやめた場合（受講の途中でやめた場合を含む。）は、市長にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、改めて「伊勢原市自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む書類を添付して支給申請手続きを行うことが必要です。なお支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨の記載がある場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む書類を添付して支給申請手続きを行うことが必要です。

第3号様式（第8条関係）

伊勢原市自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者氏名 _____

[署名してください]

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 歳
個人番号			
住所	(〒 -)	電話 (-)	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間 うち支給単位期間	年 月 日から 年 月 日まで (受講開始日) うち 年 月 日から 年 月 日まで (初日) (末日)		
所要費用	入学料 円	受講料 合計額	円 円
雇用保険法による教育 訓練給付金の受給額	円		
希望する支払金融機関	金融機関名	口座種類 普通 ・ 当座	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		
(備考)			

(注)

- 支給申請期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内）です。
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。

第4号様式（第9条関係）

伊勢原市自立支援教育訓練給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで申請のありました自立支援教育訓練給付金支給申請書又は自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）について、次のとおり決定しましたので通知します。

フリガナ				生年月日	
氏名				年 月 日生 (歳)	
住所	〒 -		電話 ()		-
教育訓練施設の名称					
教育訓練講座の名称					
教育訓練の期間	年 月 日から		年 月 日まで (受講開始日)		
自立支援教育訓練給付金の支給	自立支援教育訓練給付金を 支給します。 ・ 支給しません。				
支給決定額	円				
振込先 金融機関等	金融機関名		本・支店名		普通預金
	銀行 信用金庫 農協		支店 支所		口座番号
	フリガナ				
	名義人				
不支給の理由（不支給の場合）					

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第5号様式（第10条関係）

伊勢原市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者氏名 _____

[署名してください]

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 歳
個人番号			()
住所	(〒 -)	電話 ()	-
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
資格取得年月日	(受講開始日) (受講修了日)		
取得資格名称	年 月 日		
就職等年月日	年 月 日		
就職等先名称			
事業主の証明(欄)	就業先住所 〒		
	就業先電話番号 ()		
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称、代表者氏名)		
所要費用	入学科 円	受講料 円	合計額 円
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	自立支援教育訓練給付金の支給額	円
希望する支払金融機関	金融機関名	口座種類	普通 ・ 当座
	支店名	口座番号	
	口座名義(フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		
(備考)			

(注)

- 1 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して、一年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内)です。
- 2 「資格取得年月日」欄については、資格を取得した日を記載してください。
- 3 「取得資格名称」欄については、取得した資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。
- 4 「就労等年月日」、「就職等先名称」欄については、就労した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けて下さい。その他の書類によって就労等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。
- 5 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。